

# 戦国期関東における本山派修験の勢力伸長について

——幸手不動院を事例として——

新井浩文

はじめに

## 一 戦国期関東本山派修験と不動院の台頭

### 二 不動院勢力伸長の背景

#### (一)不動院の出自

#### (二)関東護持奉行月輪院と不動院

- (三)古河公方家臣一色氏と月輪院・不動院の関係

むすびにかえて

はじめに

戦国時代、聖護院門跡を核とする本山派修験山伏がその統制下において使者をはじめ戦国大名と密接な関わりがあつたことは周知の事実であり、その支配上における関連性は既に修験道の組織的な面からその支配に至るまでを網羅した和歌森太郎氏の大著『修験道史研究』の中でも詳細な検討が成されている。<sup>(1)</sup>

また、個々の山伏に関しては、主に宗教史の面から県内では「武藏山本坊」をはじめ幾つかの優れた研究がある。<sup>(2)</sup>しかし、その核を成す聖護院門跡やその配下の山伏と戦国大名との系譜的な関係等については従来あまり目立った検討がなされておらず、近年になつて序々に指摘されつつある。<sup>(3)</sup>

本稿では、こうした先学の成果に学びながら、当館にその関係文書が収蔵されており、小田原の玉瀧坊とともに関東における本山派修験の中心的役割を果たしていた幸手不動院について、その戦国期における発展過程と性格を考察しようとするものである。

## 一 戦国期関東本山派修験と不動院の台頭

僧都（花押）

武州

寶積坊

まず、本山派修験の支配形態を踏まえておきたい。本山派修験では個々の山伏の活動圏（繩張り）を「霞」と称し、その上に地方行政上の一～二郡ごとに郡内の霞を統轄する有力な山伏を年行事として聖護院門跡が補任した。「年行事」山伏は、郡内の山伏を形式的に支配するのみならず、彼等が熊野先達として民間に檀家を持つていた関係上、その師檀相互の契約得分についても管理権を持つており、<sup>(3)</sup>当該地域において絶大な支配権を握っていた。年行事以下の山伏の霞の範囲は表にみるよう聖護院門跡によつて定められ、奉者が伝える御教書形式で代々安堵された。

しかし、戦国時代になると、こうした年行事職による地域支配に変化が見られるようになつてきた。

〔史料二〕

半澤都之内拾箇村別籍在事、紙有之、六十年以来任持來筋目、聖護院御門跡御書出被下上者、無相違可相拘旨、仍仰狀如件、

永禄二年纪

十月二日

大草左近大夫奉

武州（祿壽應穩）

寶積坊

〔史料三〕

武州半澤郡内拾箇村年行事、被紀六十年以来筋目、去年七月廿九日 聖護院殿任御落着之旨、領知不可有相違者也、仍執達如件、

永禄参

十二月廿七日

（北条高広）  
（花押）

（藤景長尾）  
（花押）

〔史料四〕

半澤郡之内拾箇村別籍在事、相混惣間之年行事、東林坊違乱之旨、訴申條、為可致糺明、去春雖被召上、兩人不能滯留、東林坊罷下以後、寶積坊令上洛條、所詮當入峯以前各可致參洛、若於難波族者、可為公事落旨、堅雖被仰出、東林坊不能參洛、然者、六十年以來、至于去々年、當知行之段、任明白之旨、弥可令全領知之趣、聖護院門跡御氣色候所也、仍執達如件、

永禄貳年七月廿九日

法院（花押）

戦国期関東における本山派修験の勢力伸長について

## 戦国期関東における本山派修験の勢力伸長について

四

「史料一」は、榛澤郡内十箇村の年行事である寶積坊（現美里町）に對して、永禄二年七月二十九日に聖護院御門跡が霞場を安堵した文書、「史料二」は、後北条氏がこれを受けて同年十月二日にこれを追認安堵した文書である。このように、戦国時代になるとそれまで聖護院門跡から年行事を補任されていた山伏は、その霞が戦国大名領に包括されることとなり、必然的にその庇護を受ける形になつた。

また、「史料一」より、榛澤郡内十箇村を巡つて寶積坊と東林坊の間にトラブルがあり、聖護院門跡が裁定していることが窺えるが、このように領域に関する統治裁判権はあくまでも聖護院門跡にあり、戦国大名には直接の裁判権はなかつたようと思われる。このことは「史料三」で北条高広らによつて出された追認安堵が、永禄三年末（永禄四年三月にかけての長尾景虎の小田原侵攻に伴つて出された制札に類似する性格を持つことからも知られよう。

いずれにせよ、戦国時代になると、これまでの聖護院門跡→年行事→一般山伏という支配形態から、新たに聖護院門跡・戦国大名→年行事→一般山伏という二重支配形態が発生したことになり、当該地域の山伏はやがて、戦国大名との支配関係が強化されるにつれ、年行事山伏の使者として活動や、配下の山伏を軍事目的の為に參集させるといった行為も隨所に見られるようになつていった。<sup>(8)</sup>

このような状況下において、天正七年以降に聖護院門跡や戦国大名に混じつて文書の単独発給者として登場してくるのが、不動院である。そこで、不動院の本山派修験における立場をみてみたい。

### 〔史料五〕

〔史料四〕  
（榛澤郡）（那賀郡）  
近年大沼坊・寶石坊相論之地、今度、御奉書 御申請候、一圓  
於玉瀧房、拙者者不存知候、関東之儀候へ者、兩人不被存儀者、  
所詮、有之間數候歟、但、重而茂從京都以御奉書、就彼為仰付者、  
可存其意候、富士・三嶋参詣の方有之者、如前々可有之候、為向  
後一筆相渡申候、以上、

天正七年

霜月十六日

不動院

金剛寺

頼長（花押）

大秀院

大乘院

〔史料四〕は、榛澤郡に霞を持つ大沼坊と榛澤郡の一部を持つ年行事山伏寶石坊の争論について金剛寺らより聖護院門跡宛てに申請があつた旨を不動院頼長が了承したものである。注目されるのは、不動院頼長が「一圓於玉瀧坊、拙者者不存知候、関東之儀候へ者、兩人不被存儀者、所詮、有之間數候歟」として、今回の争論の内容を自分と玉瀧坊が一切知らされていなかつた事を指摘するとともに、関東の本山派修験間の事は自分と玉瀧坊を通すべきことを強調している点である。また、次の史料をみてもらいたい。

東上州年行事職之事、聖護院御門跡可被相任御證文條、吳儀有間  
敷候、仍狀如件、

天正八年辰

正月十九日

氏政（花押）

不動院

史料五は、前史料の翌年の天正八年に北条氏政より、不動院が東上州の年行事職を追認されたものである。不動院は、この史料より前の天正五年に既に西上州の年行事職支配権を武田勝頼より安堵されており、本史料でいう「年行事職之事」も、年行事職の支配権と想定してよからう。いずれにせよ、ここに上州の年行事山伏を不動院が統轄支配していた事実を確認することが出来るとともに、先の史料でみたように、不動院が玉龍坊と共に関東の年行事山伏を統轄すべき立場にあつたことがうかがえるのである。

## 二 不動院勢力伸長の背景

前章で不動院が関東の年行事山伏を支配する立場にあつたことを確認したが、本章では不動院勢力伸長の背景についてみてみたい。

### (一) 不動院の出自

まず、不動院の出自を確認しておきたい。不動院の出自について、明確に語る資料はないが、代々住職を勤めた饗庭家の「饗庭家系譜」によれば、美濃国の土岐源氏の流れをうけ三河国に住したといい、

戦国期関東における本山派修験の勢力伸長について

不動院

天正十年壬午六月十日

頼長（花押）

〔史料六〕は、不動院頼長が、足立郡大行院（鴻巣市）に大行院

戦国期の天文十一年に秀春という人物が、源広忠公の命により修験となり秀圓と称したのが開山という。また、弘化四年の寺社奉行宛て「配札守願上書」には、「拙院先祖秀圓儀、代々三州ニ罷在候處、文龜年中関東江籠下り不動院開基仕候ニ付」とあり、文龜年中に関東へ下向し、開山したとある。いずれにせよ、不動院が関東に修験の根をおろしたのは他の坊と比較して極めて新しいことが窺える。

それでは、短期間で関東修験の頂点を極めた背景は何なのだろうか。事項以降で検討してみたい。

### (二) 関東護持奉行月輪院と不動院

本項では不動院が玉龍坊と共に関東の本山修験を統轄すべき立場であることを踏まえたうえで、その実態についてみてみたい。

### 〔史料六<sup>(1)</sup>〕

能一書進候、月輪院御奉公之者也共、殊ニ拙者奉公之者也共、大行院庄三蹕候山伏ハ、年始行を講、役以下之事、急度可申候其上致入峯者も、無添状候者、合點走有間敷候、於何事も、大行院可為指引次第候、仍、當山入峯方御法度可為肝要候、為後日申入候、恐々謹言、

の霞内に居住する山伏は年始行をはじめ、すべて大寺院の支配を受けるべき旨を伝えたものである。注目される点としては「月輪院御奉公之者也共、殊ニ拙者奉公之者也共、」として、この地域の山伏が月輪院の配下にあつたことがわかるとともに、そこには聖護院門跡配下というよりむしろ月輪院の配下としての不動院の姿が浮び上つてくる。

では、月輪院とは関東修驗においてどのような役割を果たす存在であつたのだろうか。

### 〔史料七〕

就諸関破却・鎌倉自月輪院・兩度状お御下候・八ヶ国相触・其期之年行事急鎌倉江可上由・三山同心状お給候・今月廿八日・於鎌倉八幡宮可有御衆会候・奉行頭人申子細候・其方相触候て・可有御立候・此際之御祈禱事者・年行事計候ても申上候へ共・今度者・関破却之衆会仁候之間・富士・二所・熊野先達不限山臥・聖道・神職等可被登候・於小田原手札お致披見・不參之輩者可停止道中候・如前・中村・大内・田野・益子・高橋・祖母井・市橋・与能・水沼・高根沢・其外山方分無村此廻文可有御付候・仍如件・

享徳元年十月四日 大先達法印宗俊（花押）

□寺□

本史料は、享徳の大乱直前の享徳元年十月廿八日に鎌倉鶴ヶ岡八

幡宮の御衆会が行われるのに際して、鎌倉の月輪院から関東八ヶ国の修驗年行事に対しても祈禱のため鎌倉へ参集すべき触れが出されたことを述べている。

鎌倉月輪院は『新編相模風土記稿』に「月輪寺蹟 字好見（へ与之三）」にあり、此所に房屋敷の唱あり、當時関東御持僧として走湯山の僧正弘賢等当の別当を兼管せり、（鶴岡八幡宮「社務職次第」）曰、

弘賢左衛門督法印西南院、治五十六年、至徳四年丁卯六月転大僧正、関東護持奉行、走湯山別当月輪寺・松岡八幡宮・大門寺・勝無量寺・鑓阿寺・赤御堂・鷄足寺・大岩寺・越後国国付寺・安房国清澄寺・

箱根山平泉寺・雪下新宮・熊野堂・柳營六天宮、此外数々所、別當

職兼之」とあり、現在の鎌倉市十二所にあつた寺院であることが知られる。「月輪寺」が「月輪院」である確証はないが、前記〔史料七〕の内容から判断してほぼ断定してよからう。ここで、走湯山の僧正弘賢が、月輪院の別当も兼ねていたという事実は極めて重要である。

走湯山は「走湯権現」と呼ばれ、かつては鎌倉幕府の強い保護の下、

「箱根権現」と共に関東修驗の双璧を形成しており、やがて熊野修

驗（本山派）の強い影響を受け三宮形式を整えたが、当然のことな

がらその経過が、「関東護持僧」（<sup>14</sup>）鎌倉公方の護持僧という形で鎌倉

公方体制下の月輪院に引き継がれていたことは見逃せない。すなわち、月輪院が「関東護持奉行」職を介して鎌倉公方との強い結び付きを形成したことが、関東本山派修驗発展の一契機となつたものと推定され、その結果、必然的に関東の山伏が月輪院を介して鎌倉

公方の支配を間接的にも受けることになったものと思われる。また、鎌倉公方との関係から、さらに考えなければならないのが鎌倉鶴ヶ岡八幡宮別当との関係である。鶴ヶ岡八幡宮の当時の別当は「雪下殿」と呼ばれた鎌倉公方足利成氏の直弟定尊であり、両者を以て東国支配の要としての公方—社家体制を構築していたとされる。<sup>(20)</sup>「史料七」の文中でいう「此際之御祈禱」は、公方成氏に対する祈禱とも考えられ、月輪院は雪下殿の配下で、公方—社家体制の一翼をあくまでも修驗の立場で担う存在であつたとも想定できる。

なお、雪下殿との関連からこの時期の足利氏と聖護院門跡の関係についても少し触れておきたい。「尊卑分脈」所収「足利系図」<sup>(21)</sup>に、足利義政の弟として義觀「聖護院（母家女房遠州某女）」という人物がいる。また、この義觀は『続群書類從』所収「足利系図」<sup>(22)</sup>には「聖護院門跡 政知ノコト 長禄元年十二月二十六日還俗（中略）関東成氏鎌倉退去後下向居住」とあり、享徳の大乱後、幕府から成氏に代わる鎌倉公方として長禄二年に派遣された後の堀越公方政知の還俗前の名であるとしている。後者の義觀＝政知という記述については若干の検討の余地があるが、少なくとも義政の弟に義觀なる人物がおり聖護院にいたことが確認されることは、その弟政知の関東下向と雪下殿との関連<sup>(23)</sup>から関東の本山派修験にも少なからず影響を与えていたと考へてもよかろう。

以上、月輪院が走湯権現の系譜を足掛かりとして、さらに「関東護持奉行」という立場から、鎌倉（古河）公方足利家との強い関係

を持ち得、これを契機として関東修験を統轄する立場になつたことを指摘したが、次項では、その配下としての不動院との関連をさらに詳しく述べていきたい。<sup>(25)</sup>

### （三）古河公方家臣一色氏と月輪院・不動院の関係

前項で、月輪院と古河公方が「関東護持奉行」職を介して強い関係を持つた事に触れたが、さらに系譜的な繁がりについて不動院も含めてみることにする。なお、古河公方との関係が、その家臣幸手一色氏との系譜を根源とすることは、既に菊池伸一氏が近年発表された論考<sup>(26)</sup>の中で指摘されているが、ここでも一応触れておきたい。

「一色系図」によれば、幸手城主一色直朝（後の月庵）の父直頼の弟増尊の項に「月輪院法院、増見僧正弟子、増見者吉見三郎伯父、月輪院者、以連枝相続断絶之時相続也、吉見家者此一代也、其以来從一色家代相続也」とあり、月輪院が代々一色家から出ていることがわかる。因みに、直朝の子澄尊も月輪院を継いでいる。なお、ここで氣になる点がある。それは、月輪院と聖護院門跡との法名の相関性である。すなわち、増尊の時代の聖護院門跡が道増であり、澄尊の時代の聖護院門跡が道澄という点である。未だ憶測の域を出ないが、月輪院と聖護院門跡の強い関係を物語るうえで指摘しておくとともに、そこには京都（將軍）—関東（公方）という二府体制の影響を垣間みることができる。

この後、両者の関係を語る史料として月輪院文書の中に、永禄十二年に月庵（一色直朝）より月輪院に対して、一色河内守の遺跡と

東大輪郷（鷲宮町）を院領として寄進しているのがみられる<sup>(28)</sup>ことからもその関係の深さが窺える。

次に、一色氏と不動院の関係についてみてみよう。両者の関係については、前述した「饗庭家譜」の中に不動院二代頼長の妻として「一色修理亮頼直女<sup>(29)</sup>」という記載がある。この「頼直」という人物の詳細は不明であるが、頼長以後、不動院が代々「頼」の一字をその名に用いている点や、不動院が幸手領内に堂宇を持ち得たことを考え合せても、一色氏と不動院の関係は否定しえないのである。さらに、次の不動院の初見でもある史料をみてもらいたい。

### 〔史料八<sup>(30)</sup>〕

「一色宮内大輔殿 森坊増隆

人々御中」

於京都相應之儀可蒙仰候、不可存疎意候、尚不動院可被申候  
公方様御官位之儀饗場被差上候、則相調候条目出度奉存候、以合  
之儀涯分令馳走候、仰御國無事之由、朝暮御床敷存候、來夏相州  
迄罷下候者、必々致伺候、以拝顔可申述候、恐惶謹言、

（天文十八年）

卯月七日（直朝） 増隆（花押）

一色宮内大輔

人々御中

### 〔史料九<sup>(31)</sup>〕

（朱書）

『内封 小田原』

貴札披見仕候、仍不動院事、兼日以江雪斎、御用等走廻候、手筋相違之所、（北条氏照）陸奥殿へ被仰届候つる哉、無御余儀奉存候、我ら事も去此者、御取次申来候処、近年相違無心元候、雖然小田原玉竜坊致様与存過來候、今度上洛ニ付而、当地被罷越、路次等之儀、被相頼候間、前々も取次申候間、其段五日以前披露申候、然處御書中昨十一参着、披見申候処、奉對月輪院江瀧外自分ニ身上仕立之由、披露御紙面候、加様之企始承候、兼而存知候ハ、其理をも可申候、不存候故如此候、今度一廻被成者、披露之上二候、重而之事者、其身存分通近日致糺明、奥州得御内儀、月輪院御為可然様ニ可申調候、岩付領ニ屋敷以下被遣儀、

「史料八」中の森坊増隆は、富田勝治氏の指摘によれば後に北条氏政の使僧となるのが上杉家文書により確認される。聖護院門跡配下の山伏と思われるが詳細は不明である。<sup>(32)</sup>文面から、足利晴氏の官位昇進を祝し、一色宮内大輔直朝に宛てたものであることが窺える。この中で不動院は森坊増隆の使者を勤めていることがわかり、少なくともこの時点で何らかの交流があつたことが確認できる。

以上、一色氏を中心とする月輪院と不動院の関係をみてみたが、三者の関係を踏まえたうえで、次の史料をみてもらいたい。

一円不承届候、其分ニ付てハ、拙者可存子細候、不真存候、承届候者、可申達候、今度之事、八幡大菩薩御照覽候へ、御飛脚以前披露申候由、可得貴意候、恐々謹言

併和伯耆守

七月十二日

康忠判

天神嶋人々御中

天神嶋貴報

併和伯耆守

〔史料九〕は、天正六、八年頃と推定される後北条氏家臣併和康忠の書状である。康忠は、當時岩付領の奏者であるとともに後北条氏当主の代弁者としての性格を持つていたとされる。<sup>(34)</sup>宛所の「天神嶋」とは幸手天神嶋城と考えられ、幸手一色氏であることが推定される。

文面より、一色氏が不動院の件について尋ねたことに対する康忠からの返書であることがわかるとともに、「路次等之儀、被相頼候間、前々も取次申候間」<sup>(35)</sup>といつたこれまでの康忠と不動院との関係、及び不動院が今回の上洛に際して、「奉对月輪院江戸外自分ニ身上仕立之由、」<sup>(36)</sup>という策略を計ったことに対し、糾弾することが述べられている。そこには、一色氏との関係を総じて自分の立場を有利に展開しようとする不動院と、あくまでも月輪院配下で関東の本山派修験を二分する立場にある不動院と玉竜坊は対等でなければならないとする後北条氏当主の代弁者としての康忠の強い意識が読み取れる。し

かし、一方で「雖然小田原玉竜坊致様与存過來候」とあるような康忠と玉竜坊との近年の強い関係も窺い知ることが出来、ここに、月輪院配下の不動院—玉竜坊の対立をめぐる一色氏と康忠、延いては、当時の古河公方義氏とその後見人であった氏照（後北条氏）との関係をも如実に示す結果となっていることが窺える。それ故、月輪院への屋敷贈与に関する件で「岩付領ニ屋敷以下被遣儀、一円不承届候、其分ニ付てハ、拙者可存子細候、不真存候、承届候者、可申達候、」<sup>(37)</sup>という月輪院と不動院両者に関する持つ一色氏の微妙な立場を見据えた康忠の発言にも見られるように、結局は一色氏も築田氏同様、義氏を媒介とする点で古河公方家臣団としての名目は残存するにせよ、実質的には後北条氏家臣へ編入される立場にあつたことが知られ、義氏没後はこの一色氏の月輪院に対する奏者の立場は一層弱体化したと考えられる。

むすびにかえて

以上、関東における本山派修験の戦国期における勢力伸長の過程について幸手不動院を中心みてきた。不動院は、この後天正十九年に聖護院門跡より玉竜坊とともに関東八州修験中年行事職事を安堵され、次いで翌天正二十年に徳川家康よりこれを追認されることにより、近世以降も引き続き関東修験における確固たる地位を築いていくこととなるが、その背景には、月輪院とその両者を結びつける古河公方家臣一色氏の存在が極めて大きかったことが窺える。本稿

戦国期関東における本山派修験の勢力伸長について

一〇

は、史料上の制約及び筆者の力不足から推測の部分も多く含まれている。

御叱責・御教示願えれば幸いである。なお、今後は不動院との関係でその双璧でありながら、今回は触れられなかつた小田原玉瀧坊と後北条氏の関係についても確認していきたいと思つてゐる。

註

- (1) 和歌森太郎氏『修験道史研究』河出書房一九四二年（後に平凡社・東洋文庫所収一九七二年）
- (2) 県内でまとまつた研究としては宇高良哲氏『武州山本坊文書の研究』一九八五年、武藤保之助氏・高野進募氏『本山修験愛宕山玉宝院史』一九七四年などがある。
- (3) 聖護院門跡の系譜的な関係を扱つたものとして萩原竜夫氏「道興准後の生涯と信仰」『駿台史学』第四十九号、一九八〇年があり、聖護院門跡と一色氏との関係を扱つたものに富田勝治氏「一色直朝入道月庵について」『富田勝治論文集』所収、一九八九年。
- (4) 表NO 17 文書。
- (5) 表NO 18 文書。
- (6) 表NO 19 文書。
- (7) この点については拙稿「後北条氏の支配領域と雷場」『戦国史研究』第二十三号、一九九二年参考。なお、表NO 30 文書中には「入東・新倉之郡・照領分年行事」とあるように、この当時両郡全域が氏照の支配下でなかつたことが窺える。このことにより、国郡単位で聖護院跡から発せられる「霞」と「領」単位で追認する戦国大名との地域概念の違いを確認することができる。
- (8) 表NO 53 文書。その内容は參集に応じない山伏に対して「可被行死罪」
- (9) という、極めて厳しいものであつた。
- (10) なお、不動院とともに或いは単独で文書を発給しているのが、聖護院門跡の奉行人慶忠である。慶忠は、不動院とは明らかに別の立場で境目争論等に関わつており、そこには京都から派遣された検察使的性格があつたものと思われる。
- (11) 表NO 40 文書。
- (12) 表NO 41 文書。
- (13) 表NO 30 文書。
- (14) 江戸時代後期の不動院の統治範囲は弘化四年の文書（当館所蔵旧不動院文書NO 24）によれば、武藏・下総・下野・常陸・上総の五ヶ国となつております。これは天正二十年の徳川家康による追認安堵の内容としている。なお、天正十三年と推定される閏八月十二日付の慶忠から北条氏那大臣猪俣能登守宛書状（『群馬県史』資料編七、三三七〇号文書）から、この時点で上州の年行事職が極楽院に移つていたことが窺え、不動院の上州における年行事職は短期間であつたと考えられる。
- (15) 浦和高校社会歴史研究部編『武藏国幸手領小淵村不動院』一九七三年、所収
- (16) 表中NO 1～3 文書に見える十玉坊（志木市（富士見市））は、文明年間に既に成立している他、山本坊については羽塚孝和氏が「武州本山派大先達・山本坊について」（『山岳宗教史研究叢書』8日光山と関東の修験道）一九七九年、所収）の中でその草創を明徳二年と比定されてゐる。
- (17) 表NO 45 文書。
- (18) 「小野寺文書」「朽木県史 史料編 中世一」一九七三年、所収
- (19) 宮家準氏編『修験道辞典』東京堂出版、一九八六年
- (20) 佐藤博信氏『古河公方足利氏の研究』校倉書房、一九八九年、所収
- 第四章「雪下殿に関する考察」  
『新訂増補国史体系』所収吉川弘文館 一九七七年

続群書類從編さん委員会編『続群書類從』所収

(23) (22) 政知は元香巣院であり、京都の連枝と呼ばれていた。(20)佐藤論文参照)

(24) (20)に同じ

(25) なお、その後の古河公方と月輪院の関係史料については、天正九・十両年の足利義氏御年頭申上衆書立写(「喜連川家文書案」『古河市史』資料中世編一二五五・一二六三文書)に、月輪院とその代官としての不動院が、後北条氏が擁立した公方義氏に対して年頭儀礼を行っているのが確認出来る。しかし、この前後の年頭申上衆に両者の存在が確認出来ないことや、天正八年に不動院が後北条氏より、東上州の年行事職を安堵されている点から鑑み、この時点で月輪院(不動院)が後北条氏配下に組み込まれたとみることも出来よう。

(26) 同氏「寺院証文」所収月輪院文書について『埼玉県史研究』二六号、一九九一年

(27) 『鷺宮町史』史料四 中世、一九八三年、所収

(28) (25)所収「月輪院文書」NO 14、以下本出典からの「月輪院文書」の引用は「月」と略す。

(29) 一色頼直について、(13)の『武藏国幸手領小淵村不動院』では、満直系庶流と比定している。

(30) 不動院の立地環境については、幸手領の南端にあたり、古利根川を挟んで岩付領と接するという極めて重要な地域にあたり、軍事的にみれば古河公方の防衛上の最前線とも考えられる。この点、武井尚氏より御教示を得た。また、不動院と境を接する淨春院は一色宮内大輔公保(公深)「寛正五年没」の開基である点や一色氏と不動院が同じ三河国吉良庄出身である点(14)及び『新編武藏風土記稿』幸手宿の項参照)も興味深い。

(31) 表NO 10 文書。

(32) (31) 富田論文に同じ

(33) 「月」 NO 16、

(34) 黒田基樹氏「後北条氏の岩付支配—太田源五郎を中心に—」『埼玉地方史』第25号、一九八九年

(35) この点は、表NO 23 文書にみえるような不動院に対する伝馬取次ぎを指しているものと思われる。

(36) 玉竜坊は古くは杉之坊と称した。後北条氏との関係は享禄元年和泉国境よりその祖順愛が鉄砲を購入し、氏綱に献上したのが契機となり、後北条氏の祈願所松原明神社中に氏綱が供僧西光院と別当玉龍坊を建立したのを受けて、その権力を背景に強大化したとされる。また聖護院門跡道増とは氏綱の内室が道増の兄近衛植家の姉という関係があり(「為和卿集」)これを利用したものと考えられる。このようにみていくと、その発展過程における玉竜坊と不動院との人脈の類似性を見出すことができる。

(37) (20)佐藤博信氏前掲書、第四章「北条氏照に関する考察」なお、月輪院はこの後天正十六年以降、岩付領内に氏房より屋敷を与えられたものと推定される(「月」NO 18)

(38) 不動院が、近世において徳川氏の保護を受けた背景には三河出身といふ系譜上のことも起因するという指摘もある(14)前掲書参照)。

表

## 埼玉県域における戦国期本山派修驗関係文書一覧

NO	年月日	差出人(奉者)	宛所	内容	出典
1	文明12, 7, 27	乗々院法印(慶乗・快継)	十玉坊	入東郡某所并清戸年行事職補任	(埼)1002
2	〃19, 1, 28	聖護院門跡道興(法印)	十玉坊	崎西郡年行事職安堵	(埼)1008
3	(〃19) 7, 26	聖護院門跡道興(法印)	十玉坊	修学者御免	(埼)1009
4	永正11, 7, 1	(弾正忠)尊能	大圓坊	崎西之内戸崎郷下年行事職安堵	埼77
5	〃14, 5, 14	弾正忠尊能・出雲守直朝	山本坊	入西郡出戸上支配権返還	埼88
6	大永8, 4, 28	乗々院 大僧正(秀栄・快延)	山本坊	秩父六十六郷熊野参詣先達職安堵	宗34-3
7	享禄5, 5, 朔	乗々院 大僧正(秀栄・快延)	篠井觀音堂	仙保内并高麗郡年行事職安堵	埼129
8	(天文14)4, 21	聖護院門跡道増	一色直朝	関東下向に際し古河殿取次依頼	鷺279
9	(〃14)4, 23	足利晴氏	聖護院門跡道増	当家由緒之儀、不可存無沙汰	鷺280
10	(〃18)4, 7	森坊増隆(不動院)	一色直朝	足利晴氏官位昇進祝	鷺283
11	〃21, 3, 27	聖護院門跡道増(僧都・法印増染)	佐々井觀音堂	仙保内并高麗郡年行事職安堵	埼199
12	〃22, 5, 21	聖護院門跡道増(僧都・法印増染)	大行院	上足立三十三郷伊勢熊野先達衆分壇那職等安堵・十玉坊違乱裁決	埼209
13	〃22, 5, 21	聖護院門跡道増(僧都・法院)	玉林坊	下足立三十三郷伊勢熊野先達衆分壇那職等安堵・十玉坊違乱裁決	埼210
14	〃23, 2, 23	聖護院門跡道増(權大僧都)	篠場長命寺	児玉福泉再興、源重相続先達職・壇那衆分等安堵	埼212
15	弘治2, 3, 5	太田資正	大行院	上足立三十三郷伊勢熊野先達職衆分壇那等安堵追認	埼228
16	〃2, 11, 29	太田資正	玉林坊	下足立三十三郷伊勢熊野先達職衆分壇那等安堵追認	埼232

NO	年月日	差出人(奉者)	宛所	内容	出典
17	永禄2,7,29	聖護院門跡道増(法院・僧都)	寶積坊	東林坊榛沢郡内十ヶ村年行事職違乱禁止・同年行事職寶積寺安堵	埼248
18	永禄2,10,2	後北条氏	武州 宝積坊	榛沢郡内十ヶ村年行事職追認	埼249
19	永禄3,12,27	長尾景虎(北条高広・長尾藤景)	武州 宝積坊	榛沢郡内十ヶ村年行事職追認	埼290
20	永禄8,2,20	太田氏資	大行院	上足立三十三郷伊勢熊野先達衆分壇那等追認	埼428
21	(永禄9)8,29	北条氏邦(猪俣左衛門尉)	法積坊	申付使之義、走廻命令	埼463
22	永禄9,10,21	太田氏資	玉林坊	下足立三十三郷伊勢熊野先達衆分壇那等追認	埼472
23	元亀3,6,晦	北条氏繁	大行院	上足立三十三郷伊勢熊野先達衆分壇那等追認	埼737
24	(天正3)3,1	笠原康明	玉林坊	国增丸への年頭挨拶御礼・国増丸岩付移住伝達	埼859
25	天正4,8,10	聖護院門跡道澄(澄秀・増詮)	山本坊	秩父郡六十六郷熊野參詣諸先達職安堵	埼879
26	天正4,8,11	聖護院門跡道澄(源要・慶忠)	寶積坊	那賀郡・榛沢郡内十ヶ村熊野先達職并壇那衆分安堵	埼880
27	(天正5)1,19	笠原康明	玉林坊	国増丸への年頭挨拶御礼	埼889
28	天正5,4,28	聖護院門跡道澄(澄秀・源秀)	護摩堂	岩付以下、騎西十六郷半伊勢・熊野先達職年行事職安堵	埼905
29	天正5,7,3	武田家(跡部大炊助・工藤長門守)	不動院	西上州年行事職支配安堵	埼913
30	天正7,2,3	北条氏照	十玉坊	水子十玉坊断絶につき芝山に再興、入東・新倉郡氏照領分年行事安堵	埼974
31	天正7,7,26	聖護院門跡道澄(源要・慶忠)	大行院	上足立三十三郷伊勢熊野先達衆分壇那職等安堵	埼993
32	天正7,8,6	北条家(拵和伯耆守)	大行院	上足立三十三郷伊勢熊野先達衆分壇那職追認	埼994

NO	年月日	差出人(奉者)	宛所	内容	出典
33	天正 7 , 8 , 7	聖護院門跡道澄(源要・慶忠)	十玉坊	入東・新倉郡年行事職相続并安堵	埼995
34	天正 7 , 8 , 7	聖護院門跡道澄(源要・慶忠)	長命寺	上比企郡年行事職安堵	埼996
35	天正 7 , 8 , 18	聖護院門跡道澄(源要・慶忠)	長命寺	男衾郡并田中・菅沼・瀬山・瓶尻且那衆分同年行事等、富士・三嶋先達安堵所沢衆分等當知行職安堵	埼997
36	天正 7 , 8 , 18	聖護院門跡道澄(源要・慶忠)	(篠井)観音堂	所沢衆分等當知行職安堵	埼998
37	天正 7 , 8 , 27	聖護院門跡道澄(源要・慶忠)	佐々井観音堂	仙保内并高麗郡年行事職安堵、十玉坊跡目之地被成奉書訖	埼999
38	天正 7 , 8 , 27	源要	武州白石宝積坊	榛沢郡内知行十ヶ村目録	埼1000
39	天正 7 , 11 , 16	不動院頼長	金剛寺・大秀院・大乘院	大沼坊・宝積坊相論之地、玉瀧坊・拙者不存知、関東之儀候へ者、有之間敷	埼1002
40	天正 8 , 1 , 19	北条氏政	不動院	東上州年行事職追認	埼1014
41	天正 8 , 6 , 7	北条氏照	佐々井観音堂	仙保内并高麗郡年行事職、入東之郡内三ヶ嶋之郷衆分、同山口郷寶智坊追認	埼1036
42	天正 8 , 6 , 7	北条氏照	佐々井観音堂	所沢衆分等之事追認	埼1037
43	天正 8 , 8 , 18	慶忠	長命寺	上比企郡并男衾郡内七五三祓等、年行事長命寺へ從命令	埼1044
44	天正10 , 6 , 10	不動院頼長	(大行院)	月輪院御奉公之者也共、拙者奉公之者也共、大行院管下山伏はその指引次第候	埼1125
45	(ノ ) , 6 , 30	慶忠	(大行院)	上・下足立三十三郷境目裁許	埼1127
46	(ノ ) 7 , 27	慶忠・不動院頼長	大行院	上・下足立三十三郷境目裁許	埼1128
47	(ノ ) 9 , 12	慶忠	細谷三河守	上・下足立三十三郷境目裁許	埼1129

NO	年月日	差出人(奉者)	宛所	内容	出典
48	天正11, 7, 28 (ノ) 8, 9	慶忠 慶忠	山本坊 山本坊	知々ふ六十六郷、知行安堵(秩父) 知々ふ六十六郷、知行安堵(秩父)	埼1226 埼1227
49	天正11, 11, 10	北条家(山角上野介)	高萩新宿(高萩院)	定市法度	埼1238
50	(天正12)6, 30	北条家(拵和伯耆守)	不動院	岩付より沼津迄の伝馬手形発給	埼1261
51	天正12, 8, 8	聖護院門跡道澄(源要・慶忠)	(篠井)観音堂	入東郡宮寺儀玉林坊違乱・知行安堵	埼1266
52	天正12, 8, 8	聖護院門跡道澄(源要・慶忠)	玉林坊	入東宮寺儀玉林坊違乱に對する裁許	埼1267
53	天正16, 1, 8	北条氏照	(篠井)観音堂	觀音堂・杉本坊配下山伏參集命令	埼1420
54	天正16, 2, 3	築田助繩	杉本坊 赤岩新宿(大泉院)	赤岩新宿不入之事以下五ヶ条制札	埼1422
55	(天正16)2, 3	築田助繩	大泉坊	赤岩新宿屋敷内拾間諸役不入・百姓引付・宿創設認可	埼1423
56	(天正16)2, 3	築田助繩	大泉坊	同行下人共二十かまと尤ニ候、宇佐八幡之代官済依被走廻不入被任置	埼1424
57	(天正16)2, 3	築田助繩	大泉坊	大峯代官依頼、河藤郷妙藏坊・圓蔵坊安堵	埼1425
58	(天正16)6, 21	築田助繩	大泉坊	大峯以下九社代参役山伏依頼	埼1436
59	(天正16)8, 僧正)	法眼快・法喬 (若王子前	(足立郡某寺)	(奉書発給)	埼1443
60	(ノ) 12, 26	大道寺政繁	万人坊	護府の配布について	埼782
61	天正17, 4, 6	北条氏邦	山本坊	欠落山伏の還往命令	埼1458
62	天正19, 2, 18	聖護院門跡道澄(源春・澄孝)	不動院・玉瀧坊	関東八州諸修驗中安堵	宗27-4
63	天正19, 11,	徳川家康	玉林院	中尾郷之内拾石寄進	宗7-6
64	天正19, 11,	徳川家康	(篠井)観音堂	入間郡篠井之内拾石寄進	宗4-10
65	天正20, 1, 22	全阿弥	所々御代官所	修驗中年行事職任命伝達	宗7-7
66	天正20, 1, 23	徳川家康	玉林院	修驗中年行事職追認	宗7-8
67	天正20, 1, 23	徳川家康	不動院	修驗中年行事職追認	宗27-5

\*表中出典の(埼)は『新編埼玉県史 資料編5』、埼は『新編埼玉県史 資料編6』、以下、鶩は『鶩宮町史 史料三』、宗は『新編埼玉県史 資料編18』修驗系の項を指し、数字はその文書番号を示す。